

<用語のご説明一定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

(1) 追加保険料 普通保険約款基本条項第17条〔保険料の返還または追加保険料の請求-告知-通知事項等の場合〕(1)、(2)、(4)または(6)に定める追加保険料をいいます。
(2) 契約内容変更 保険証券または保険契約申込書の記載事項の変更をいい、ご契約者による保険契約条件の変更を含みます。
(3) 変更日 ご契約者からの契約内容変更の通知等によって、契約内容を変更すべき期間の初日をいいます。

第1条 この特約の適用条件

- この特約は、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
- ① ご契約者と当会社の間に、ローン・リースの自動車保険に関する特約(保険料分割払方式)が締結されていること。
 - ② ご契約のお車がローン・リースの自動車保険に関する特約(保険料分割払方式)第1条〔対象となる自動車の範囲〕に定める自動車に該当すること。

第2条 保険料の分割払

当会社は、この特約により、ご契約者がこの保険契約の保険料を、保険証券に記載された回数および金額(以下この特約において「分割保険料」といいます。)に分割して払い込むことを承認します。

第3条 保険料の払込み

ご契約者は、分割保険料をローン・リースの自動車保険に関する特約(保険料分割払方式)第3条〔保険料の払込み〕に定める払込期日(以下この特約において「払込期日」といいます。)までに払い込まなければなりません。

第4条 補償される期間-保険期間

当会社は、この特約により、普通保険約款基本条項第1条〔補償される期間-保険期間〕(3)の規定は適用しません。

ただし、ご契約者がローン・リースの自動車保険に関する特約(保険料分割払方式)第2条〔保険契約の申込みおよびご契約のお車の入替〕(1)に定める申込期日までに申込みを行わなかった場合で、その事実についてご契約者が自己の故意および重大な過失によらなかったことを立証できなかったときは、当会社は、ローン・リースの自動車保険に関する特約(保険料分割払方式)第6条〔申込みの漏れまたは誤りの取扱い〕(1)に規定する訂正の手続きを行うまでの間に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

第5条 追加保険料の払込み

- (1) 保険契約の内容に変更が発生し、当会社が追加保険料を請求した場合には、ご契約者はその全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) ご契約者が本条(1)の追加保険料を払い込まなかった場合には、当会社は、変更日から追加保険料の全額を領取するまでの間に発生した事故による損害または傷害に対しては、次表に定める追加保険料の区分に従って、同表のとおり取扱います。

追加保険料の区分	事故の取扱い
① 普通保険約款基本条項第17条〔保険料の返還または追加保険料の請求-告知-通知事項等の場合〕(1)または(2)に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません(注)。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。(注) 当会社が追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがないことにより、この保険契約を解除できる場合に限りです。
② 普通保険約款基本条項第17条(4)に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険金を支払いません。
③ 普通保険約款基本条項第17条(6)に定めるところに従い、当会社が請求した追加保険料の場合	保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

第6条 追加保険料の分割払

第5条〔追加保険料の払込み〕(1)の規定にかかわらず、ご契約者が、追加保険料について分割払を申し出て、当会社がこれを承認したときは、追加保険料を当会社が承認する回数および金額に分割して払い込むことができます。

第7条 分割追加保険料の払込方法

- (1) ご契約者は、第6条〔追加保険料の分割払〕に定めるところにより分割した追加保険料(以下この特約において「分割追加保険料」といいます。)については、第1回分割追加保険料を変更日(注)までに払い込まなければなりません。
- (注) 普通保険約款基本条項第17条〔保険料の返還または追加保険料の請求-告知-通知事項等の場合〕(1)または(2)に定めるところに従い当会社が請求した追加保険料である場合には、「変更日」とあるのを「当会社が追加保険料を請求した日」と読み替えて適用します。以下本条(2)において、同様とします。
- (2) 本条(1)にかかわらず、ご契約者または被保険者が契約内容変更の通知を当会社に直接行ったときは、ご契約者は、第1回分割追加保険料を変更日の属する月の翌月の第3条〔保険料の払込み〕に定める払込期日までに払い込まなければなりません。
- (3) ご契約者は、第2回以降の分割追加保険料については、本条(1)および(2)に定める期日の属する月の翌月から毎月、第3条に規定する払込期日までに払い込まなければなりません。

第8条 第1回分割追加保険料の払込みがない場合の事故の取扱い

ご契約者が第1回分割追加保険料を第7条〔分割追加保険料の払込方法〕(1)または(2)に定める期日までに払い込まなかった場合には、当会社は、第1回分割追加保険料を領取する前に発生した事故による損害または傷害に対しては、次表に定める第1回分割追加保険料の区分に従って、同表のとおり取扱います。

第1回分割追加保険料の区分	事故の取扱い
① 普通保険約款基本条項第17条〔保険料の返還または追加保険料の請求-告知-通知事項等の場合〕(1)または(2)に定めるところに従い、当会社が請求した第1回分割追加保険料の場合	保険金を支払いません(注)。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については除きます。(注) 当会社が追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがないことにより、この保険契約を解除できる場合に限りです。
② 普通保険約款基本条項第17条(4)に定めるところに従い、当会社が請求した第1回分割追加保険料の場合	保険金を支払いません。
③ 普通保険約款基本条項第17条(6)に定めるところに従い、当会社が請求した第1回分割追加保険料の場合	保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

第9条 解約時の追加保険料の払込み

当会社は、ご契約者が、普通保険約款基本条項第15条〔ご契約者からの保険契約の解約〕に定めるところにより、この保険契約を解約する場合、次の算式により算出された額を追加保険料として請求することができます。

ただし、その差し引いた額がマイナスの場合は、その額をご契約者に返還します。

$$\text{追加保険料} = \left[\text{ご契約者が、解約日に未払込分割保険料を一括して当会社に払い込むとした場合に、払い込むべき額(注)} \right] - \left[\text{ご契約者が保険料払込方法を一時払として、この保険契約を締結し、かつ、解約日をもって解約した場合に、当会社がご契約者に返還する所定の額(注)} \right]$$

(注) 保険契約の内容を変更し、それに伴い分割保険料の変更を行った場合は、変更後の分割保険料により算出します。

第10条 保険契約の失効

- (1) 保険契約は、ローン・リースの自動車保険に関する特約(保険料分割払方式)が解除された場合には、解除の時から将来に向かってのみその効力を失います。
- (2) ご契約者が、特段の事情により保険料を支払うことができなくなる場合は、保険契約は、第3条〔保険料の払込み〕に規定する払込期日の翌日から将来に向かってのみその効力を失います。
- (3) 本条(1)または(2)の事実が発生したときは、当会社は遅滞なく、書面をもって記名被保険者に対してその旨を通知します。

第11条 契約失効後の未払込分割保険料等の払込み

- (1) 第10条〔保険契約の失効〕(1)および(2)の規定により保険契約が効力を失った後1か月以内にご契約者または記名被保険者が所定の保険料を添えてその保険契約の復活の申込みをし、当会社がこれを承認したときは、この保険契約は有効に存続したものとみなします。
- ただし、この場合であっても、この特約は復活しません。
- (2) 本条(1)の所定の保険料は、次表に定める額とします。

区分	所定の保険料
① 記名被保険者が、この保険契約を保険期間の終期まで存続させる場合	未払込分割保険料を一括して当会社に払い込むとした場合に、払い込むべき額(注)
② 記名被保険者が、本条(1)の保険契約の復活と同時にご契約者に代わって、この保険契約を、普通保険約款基本条項第15条〔ご契約者からの保険契約の解約〕に定めるところにより解約する場合	第9条〔解約時の追加保険料の払込み〕により算出した額

(注) 保険契約の内容を変更し、それに伴い分割保険料の変更を行った場合は、変更後の分割保険料により算出します。

(3) 本条(1)の所定の保険料を算出するにあたり、記名被保険者がご契約者に対して、ご契約者が当会社に分割保険料として払い込むべき額の払込みを行い、かつ、その払い込まれた額のうちご契約者から当会社に払い込まれていないものがある場合、その未払込の分割保険料は当会社に払い込まれたものとして計算します。

第12条 ローン・リース契約の終了または解除の場合の取扱い

- (1) 当会社は、この特約により、ご契約のお車についてのローン契約またはリース契約の終了またはこれらの契約の解除(記名被保険者がローン契約またはリース契約上の期限の利益を喪失し、実質的に解除と同等の状態になった場合を含みます。以下この条において同様とします。)により、ご契約者が購入者または借借人からご契約のお車の返還を受けたときは、その事実発生の日以後に発生した事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当会社は、ご契約のお車についてのローン契約またはリース契約が解除され、これに基づきご契約者が、この保険契約を解約し、かつ、ご契約のお車をご契約者に返還されない場合、その解約日から7日以内に記名被保険者がこの保険契約の終期までの保険料の全額を当会社に支払ったときは、その解約がなかったものとして、この普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

第13条 ご契約者からの保険契約の解約

ローン・リースの自動車保険に関する特約(保険料分割払方式)第8条〔ローン契約またはリース契約の終了または解除の場合の取扱い〕(2)の規定に基づく保険契約の解約は、普通保険約款基本条項第16条〔保険契約の解除または解約の効力〕の規定にかかわらず、ローン・リースの自動車保険に関する特約(保険料分割払方式)第8条(1)の事実発生の時から将来に向かってのみその効力を生ずるものとします。

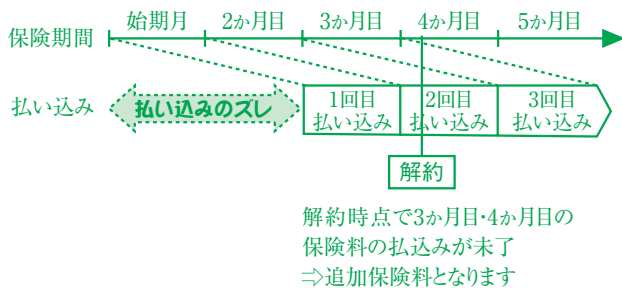
主な注意点

1. ご契約の内容に変更が生じた場合には、必ずご加入された代理店・扱者(販売店・販売会社)にお知らせください。
2. この商品は原則としてご契約のお車の「入替」はできません。ただし、新たにトヨタファイナンス(株)のクレジット(ローン契約)にてお車をご購入され、一定の条件を満たす場合や、未払込保険料を一括して払い込んでいただく場合等には、ご契約のお車の「入替」が可能となります。詳しい条件は、ご加入された代理店・扱者(販売店・販売会社)または弊社にお問合わせください。
3. この商品は記名被保険者の変更はできません。ただし、未払込保険料を一括して払い込んでいただくことにより、記名被保険者の変更が可能となります。
4. この商品は保険期間中に事故が発生している契約について途中で解約のお手続きをされる場合や、同一保険年度に2回以上の事故が発生している場合は、1年契約を継続された場合と次契約に適用する等級が異なる場合があります。
5. トヨタファイナンス(株)のクレジット(ローン契約)またはリース契約が、早期完済・期間短縮等の事由により、終了となる場合には、本契約についても未払込保険料を一括して払い込んでいただくか、解約のうえ追加保険料(下図をご覧ください)を払い込んでいただきます。必ずご加入された代理店・扱者(販売店・販売会社)にてお手続きくださいますようお願いいたします。
6. 保険期間の途中で、解約等のお手続きをされる場合、保険期間の初日(保険始期日)からの経過期間に応じて、追加保険料を一括して払い込んでいただきます。

解約時の追加保険料について

ご契約を解約される場合、保険期間の初日(保険始期日)からの経過期間に応じて**追加保険料が発生**いたします。(下記(1)(2)をご参照ください)

- (1) 保険料の払込開始時期が通常、保険始期月の2か月後となりますので、解約時点でまだ払い込んでいただいていない毎月の分割保険料が追加保険料として発生いたします。



- (2) 本契約は、毎月の払込保険料を保険期間中同一としているため、補償される危険に見合った保険料に比して、当初は低い保険料設定としており、その差額は、最終回の分割保険料の払込みを完了した時点で解消するものです。したがって、ご契約を解約する場合には、差額分を「解約追加保険料」として一括して払い込んでいただきます。

